

(案)

大崎市休日部活動地域移行推進計画

大崎市教育委員会
令和6年 月



目 次

第1章 総論	1-2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 現状と課題	3-8
1 本市の現状と課題	
2 意向調査	
第3章 基本的な考え方	9
1 本市における休日の地域クラブ活動	
2 基本理念	
3 移行イメージ	
第4章 移行に向けた基本方針	10-14
1 地域クラブ活動の在り方について	
2 運営・実施主体の在り方について	
3 指導者の確保・育成について	
4 学校施設・社会体育施設等の利用・管理について	
5 大会参加の在り方について	
6 地域連携・支援体制の構築について	
第5章 推進目標と検証	15
資料編	16-19

1 計画策定の趣旨

中学校部活動については、現在「生きる力」を育む観点から、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを養うため、教育課程外としつつも、学校教育の一環として様々な工夫を行いながら実施されています。

しかしながら、近年の少子化の影響で部員数が減少し、廃部や休部により部活動の種目も減少しており、子どもたちの活動の場が失われている傾向にあります。

また、教員の業務量の増加や指導に対する専門知識の不足など、部活動を持続していく上で欠かせない指導者の確保の面でも様々な課題が挙げられています。

そうした中、令和4年12月、スポーツ庁並びに文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性が示されました。移行達成時期については一律に定めておりませんが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしております。

本市においても、子どもたちが様々なスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を継続的に確保していくにあたり、まずは、休日に行っている部活動の現状や課題を整理し、部活動のもつ役割を継承しながら、段階的な休日の地域クラブ活動の実現に向けた施策を計画的に進めていくため「休日部活動地域移行推進計画」を策定するものです。

(1) 学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

■これまで（学校教育法に基づく学校教育活動）

	平日(月～金)	土・日いずれか
	学校部活動	
運営	学校	
指導者	教員・部活動指導員(顧問)	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
保険	学校の保険	



■移行後（学校教育法に基づく学校教育活動から

休日は社会教育法に基づく社会教育活動）

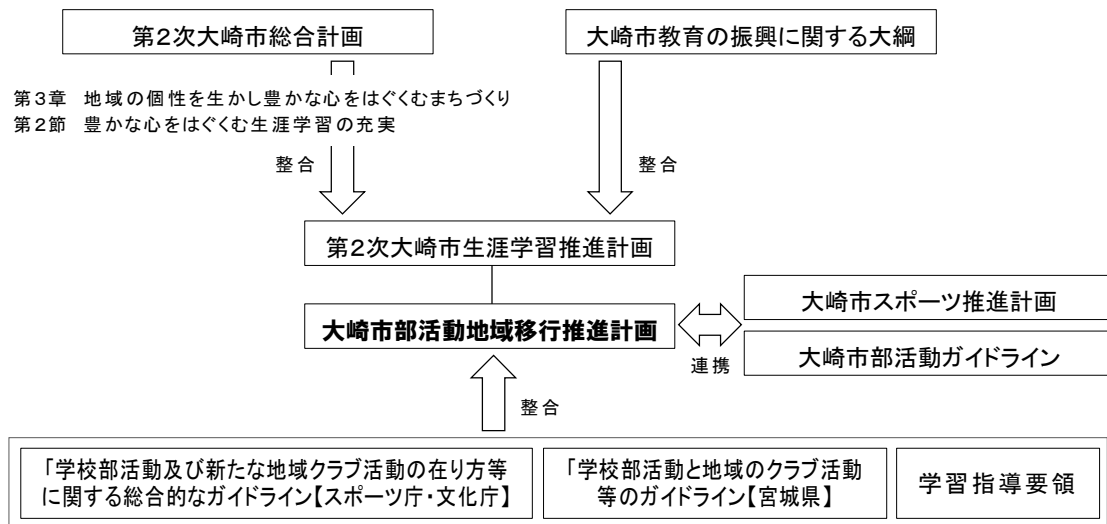
	平日(月～金)	連携	土・日いずれか
	学校部活動		地域クラブ活動
運営	学校		地域のスポーツ・文化・芸術団体など
指導者	教員・部活動指導員(顧問)		地域の指導者など
活動場所	学校施設		社会施設・学校施設
活動単位	学校単位		単一校に限らない
保険	学校の保険		一般の保険など

平日は、これまでどおり学校部活動として顧問の先生指導・立ち合いの下に活動し、休日は、学校や保護者、地域の皆さんと連携しながら顧問の先生（指導を希望する先生を除く）以外の地域の指導者（団体）の方に技術指導や体験などを通じ子どもたちを育てるものです。

(2) 休日の地域クラブ活動の役割と目的

学校部活動において培われる子どもたちの自主性・協調性・友情や社会性など、基本的な考え方を尊重しながら、地域の皆さんとともに展開できる活動を目的としています。

2 計画の位置づけ



本計画は、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び県が策定した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に基づき、本市の実情に応じた休日の地域クラブ活動推進の基本とするものです。

また、第2次大崎市総合計画や関連計画等との整合性を図りながら、大崎市部活動地域移行推進協議会をはじめ、市内各関係団体や保護者の皆様からご意見をいただきながら計画を策定するものです。

3 計画の期間

令和6年度から5年間（令和10年度まで）を期間とします。令和7年度までを移行推進期間と位置づけ、令和8年度からは休日の部活動は行わず、地域クラブ活動移行後の効果や課題等を検証を行う期間とします。

また、具体的な取り組みについては、検証を踏まえながら整理することとし、推進計画についても、本市の状況や国・県の施策の改定状況を踏まえながら適宜必要な更新を行います。

1 本市の現状と課題

(1) 児童生徒数について

大崎市内には現在、小学校 18 校、中学校 10 校、義務教育学校 1 校の計 29 校あり、令和 5 年 5 月 1 日現在で児童生徒数は 9,099 人と 10 年前の平成 26 年の 10,703 人から約 1,600 人減少しており、少子化に伴う廃部や休部によって部活動の選択肢が限られるなど、様々な課題が生じています。

	H26	H29	R2	R5
小学校計	7,249	6,836	6,450	6,106
中学校計	3,454	3,383	3,215	2,993
合計	10,703	10,219	9,665	9,099

※R5 中学校 (11 校 義務教育学校 1 校含む)

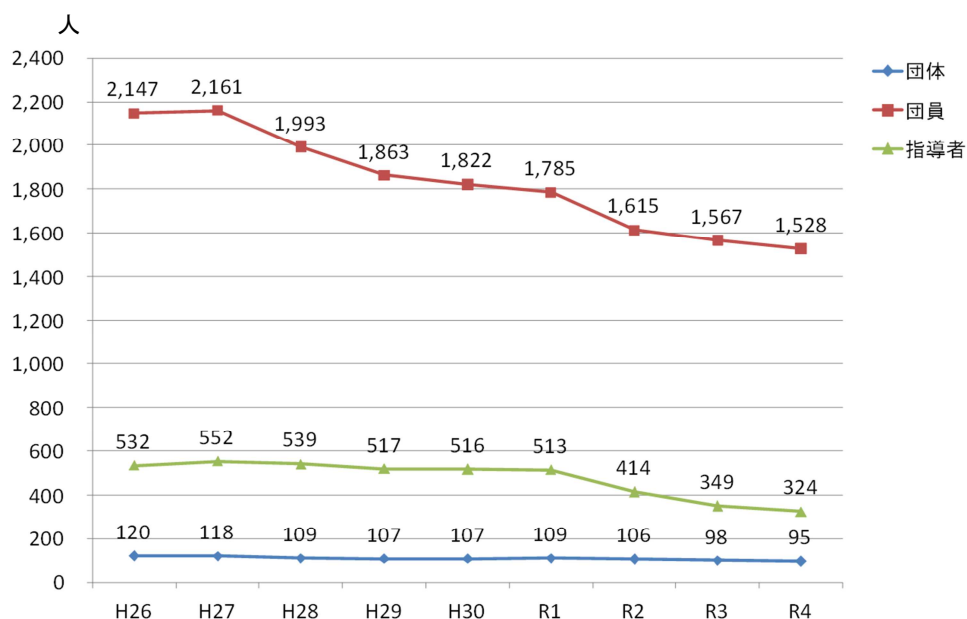
(2) 部活動数について

令和 5 年度の市内の部活動数は、運動部 14 種目 男子部 72 部、女子部 65 部、文化部については、11 種目の 29 部、合わせて 166 部あり、令和 5 年 7 月に実施しました部活動活動状況調査では、24.3%の部活動が「令和 8 年度には合同での活動を取らざるを得ない状況」と回答し、11.4%が「休部・廃部措置を取らざるを得ない状況」という結果となっており、現在も部活動を理由に学区外へいく子供や、自分が希望しない部活動へ入部するなど、部活動の選択にも制限が生じている状況にあります。

(3) 指導者数について

本市の指導者数については、スポーツ少年団の団体数の推移から、平成 26 年には 120 団体、団員 2,147 人、指導者 532 人が登録されておりましたが、令和 4 年には 95 団体、団員 1,528 人、指導者 324 人と活動団体、団員、指導者とともに減少傾向にあり、今後、地域クラブ活動の体制を構築していくうえで、運営団体や指導者の確保に重点を置く必要があるといえます。また、文化芸術関係の指導者についても、市内活動団体をはじめ、民間も含め市内外からの指導者確保が必須といえます。

また、現在、ボランティアとして外部指導者にご協力をいただいている部活動は 42%あり、さらに、保護者などが中心となり、スポーツ少年団として登録し部活動時間外に活動をしている団体は 32.9%あることから、学校（顧問）と指導者・保護者間の指導方針の共有方法など、連携体制も整えていく必要があると考えられます。



(4) 体育施設等の利用状況について

現在、市内の体育施設は、教育委員会所管の28施設のほか、都市公園が6施設あり、団体利用では年間約9,600件、団体を含めると約41万人の利用があります。また、学校施設開放による利用については、約230の団体が登録し、年間6,600件の利用があることから、これまで、学校施設開放として利用していた校庭や体育館、武道館のほか、文化芸術活動としての利用が想定される音楽室や美術室など、今後、新たな地域クラブ活動の活動場所に配慮した制度設計や環境整備が必要になります。

さらに、休日に部活動以外で利用する際の学校施設や物品・道具等の管理方法など、セキュリティ面での対策も学校・地域と連携し整備していく必要があります。

【学校施設開放利用状況】(令和4年度実績)

学 校 名	開 放 数	学 校 名	開 放 数	学 校 名	開 放 数
古川第一小学校	498	松山小学校	440	古川中学校	386
古川第二小学校	283	下伊場野小学校	35	古川東中学校	362
古川第三小学校	319	三本木小学校	267	古川西中学校	197
古川第四小学校	519	鹿島台小学校	203	古川北中学校	175
古川第五小学校	520	岩出山小学校	0	古川南中学校	177
志田小学校	118	鳴子小学校	111	松山中学校	174
西古川小学校	256	川渡小学校	5	三本木中学校	271
東大崎小学校	257	鬼首小学校	0	鹿島台中学校	185
古川北小学校	316	田尻小学校	8	鳴子中学校	145
敷玉小学校	193	沼部小学校	61	田尻中学校	131
高倉小学校	72	大貫小学校	0		
小学校計			4,481	中学校計	2,203

計 6,684

2 意向調査

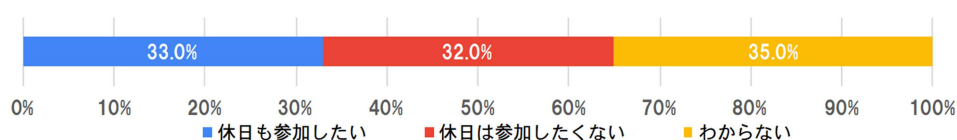
大崎市における部活動の課題、地域移行の必要性、意識、対応の方向性を把握するため、令和5年4月に児童生徒・保護者を対象にアンケート調査を実施し、基礎データとして活用しています。

回答数：小学生・義務教育5・6年生：児童1,584名（74%）保護者 703名
中学生・義務教育7～9年生：生徒2,516名（84%）保護者1,008名

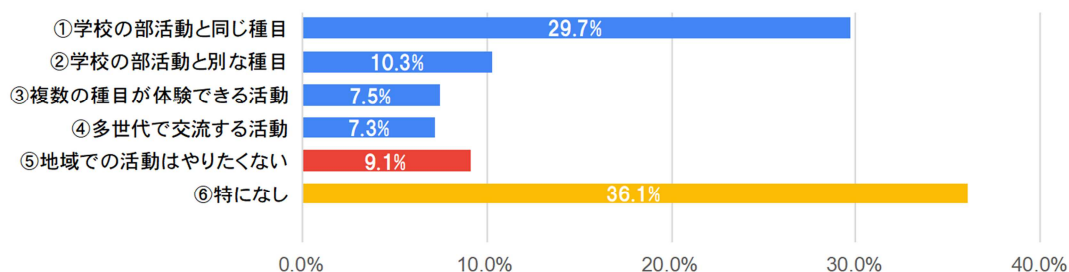
（1）休日のクラブ活動への参加の意向について

小学生は33%、中学生は54.8%が「参加したい」と示しており、保護者においては、「参加させたい」が14%、「子供の希望にまかせる」70.5%を合わせると、回答の8割を超えており、中でも中学生においては、部活動と同じ種目の活動以外に、その他の種目や複数種目、世代間交流の活動に参加したい声が多い中、保護者においては6割を超える方が部活動と同じ種目のクラブ活動を望んでいることから、現在の部活動種目の持続と合わせ、多種多様な体験機会の確保が今後の課題になるといえます。一方で「分からない」「特になし」という回答も小・中学生ともに3割を超えていることから、体制を整備していくにあたり様々な方法で情報を発信していく必要があります。

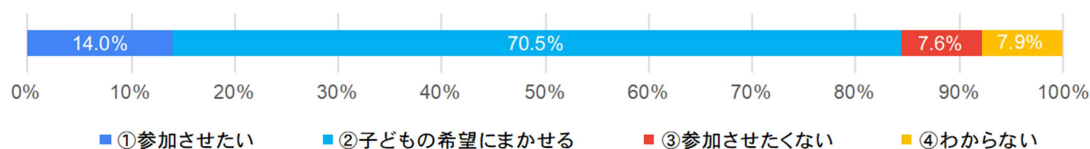
【小学生】



【中学生】



【保護者】



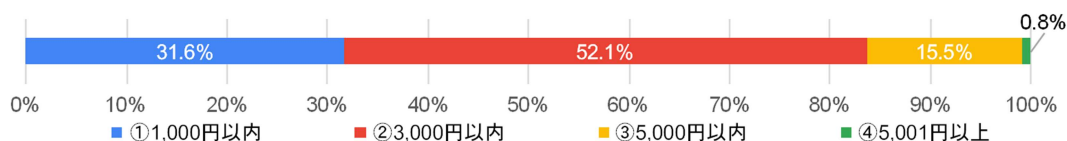
(2) 部活動・地域クラブ活動の状況について

現在、地域クラブ活動を行っている子どもたちは、小学生・中学生ともに49%と約半数が学校以外でスポーツや文化的活動に参加しており、種別としては多い順に小学生は水泳、ピアノ、サッカー、書道となっており、中学生については、バスケットボール、バレーボール、剣道、サッカーと、部活動と同種目の活動に参加している傾向にあります。

地域クラブ活動の活動費（月会費）は、現在、部活動に係る部費（親の会費等含）については、7割以上が1,000円以内という状況ですが、スポーツ活動若しくは文化的活動に参加している場合、1,000円以内が20.1%、3,000円以内が27.1%、5,000円以内が18.3%と約6割が5,000円以内の負担をしており、2つ以上の活動に参加されている場合では、10,000円以上負担している家庭が約6割を占めています。

(3) 地域クラブ活動費として妥当な金額について

今後、地域クラブ活動の活動費として望む金額については、8割以上の保護者の方が3,000円以内を希望していることから、低廉な価格設定を検討していく必要があります。



(4) 事故や怪我による補償について

学校管理下の活動として災害共済給付制度により補償されていますが、休日の地域クラブ活動については学校管理下外の活動となるため、別途スポーツ安全保険へ加入する必要があることから、休日のクラブ活動の運営方法などについては、受益者負担との整合性を図りながら体制を整備していく必要があります。

(5) 今後の部活動・クラブ活動の在り方について

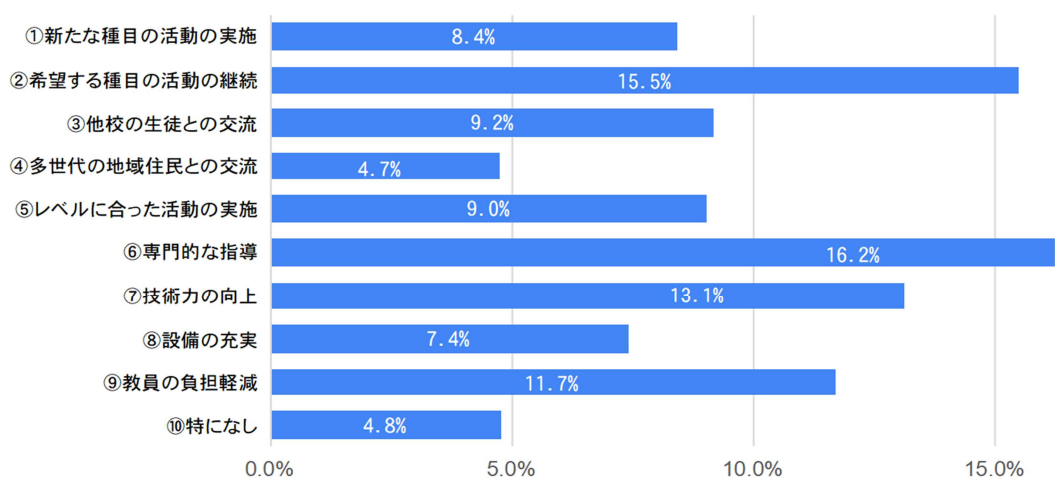
少子化に伴う部員の減少による合同部活動での活動や大会への参加については、73%の子どもたちが賛成しており、特に練習・大会への参加機会の増加や他校との交流が主な理由として挙げられています。保護者においても同様、72%の方が賛成しており、地域・学校の実情に応じ、休日の合同でのクラブ活動における指導体制も視野に入れながら推進していくことが重要といえます。

また、合同クラブ活動に伴う拠点校等への移動手段、送迎等の負担にも考慮しながら活動範囲や活動時間を整理していく必要があるといえます。

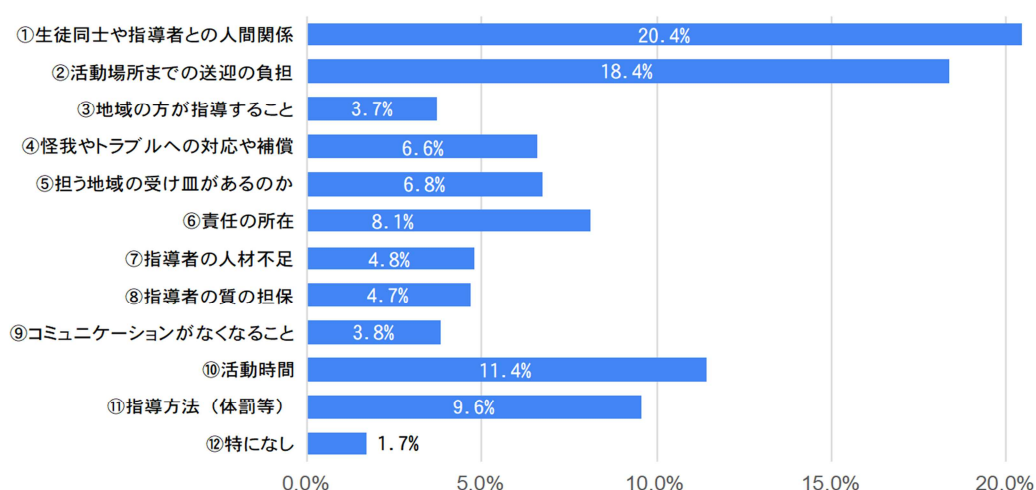
(6) 大会参加に伴う所属について

中学生の57%が現在の所属校での参加を望んでおり、地域クラブ所属での参加は5.8%に留まっている一方、「分からない」という意見が37%を占めていることから、宮城県中学校体育連盟や、各種大会主催団体の参加基準等の動向も見極めながら、出場する学校やクラブ団体そして子どもたちに不利益が生じないように連携して環境整備に取り組んでいく必要があります。

【地域クラブ活動に期待すること】



【地域クラブ活動を行う上での不安】



(7) 本市における休日の部活動の地域移行について

- 休日の部活動の地域移行にかかる子どもたちや保護者の意向は、期待と不安が入り交じるという調査結果でしたが、実施に向けた体制整備に様々な課題がある中で、市内7つの地域、11の中学校・義務教育学校、25の活動（スポーツ・文化）種目、そして160を超える部活動を、それぞれの実情に応じて地域へ移行していくにあたり、行政のみならず学校、地域、関係団体、保護者の皆様のご理解とご協力が必要不可欠となります。

- 今回の意向調査では、数値で見えるニーズの他に各種大会に向け、休日も技術力向上の為に活動したい子どもたちも多いことから、現在、技術力向上や大会勝利に向け活動されている中学生のスポーツ少年団や文化関係団体等が、地域移行に伴う活動の制約を受けることのないよう調整していく必要もあります。

- 技術力向上以外にも、体力向上や楽しく活動したい声も少なくないことから、様々な選択肢（教室・サークル・講習・習い事）からいつでも選ぶことのできる環境を確保していく必要もあります。

- 休日の地域クラブ活動については、これまでどおり生活指導も含め顧問の指導を望む声もあることから、学校とも連携を図りながら、子どもたちが参加しやすい指導体制を構築していく必要があります。

- 段階的に移行していくなかで、受入団体や指導者などの基準を明確にしながら、スポーツや文化芸術活動を地域で展開していくことができるよう推進していく必要があります。

第3章 基本的な考え方

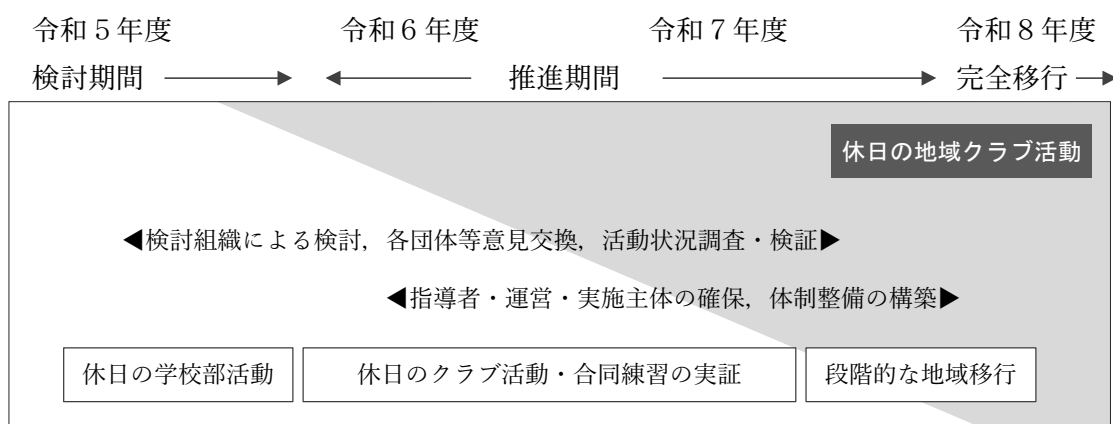
1 方針

少子化が進む中，子どもたちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備するため，令和8年度までに学校や地域の実情に応じた休日の新たな地域クラブ活動の実現を目指す。

2 基本目標

／ 子どもたちの主体的な参加を促すことができる
新たな活動・体験機会を創る ／

3 移行イメージ



■方針の構成

- 方針1 地域クラブ活動の在り方について
- 方針2 運営・実施主体の在り方について
- 方針3 指導者の確保・育成について
- 方針4 スポーツ・文化施設の確保・管理について
- 方針5 大会の在り方について
- 方針6 地域連携・支援体制の構築について

1 地域クラブ活動の在り方について

- (1) 休日の地域クラブ活動は、これまで中学生を学校部活動で育成してきた視点を引き継ぎながら、地域活動により育てることを基本に、学校、地域の実情により主に以下の3パターンによる体制を整備していくこととする。
 - ① 現在ある部活動に、当該校職員以外の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
 - ② いくつかの学校の部活動が集まって、当該校教職員以外の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
 - ③ 現在、地域にあるスポーツや文化系の活動団体（教室・サークル含む）に所属・参加して活動する方法いずれにしても、これまでの学校教育活動から切り離し、任意による地域の活動として取り組むこととする。
- (2) 中学校区内の活動に限らず、地域の実情に応じ近隣の中学校区も視野に入れた受入体制を構築しながら、生徒が徒歩又は自転車あるいは保護者の送迎で往復できる範囲を活動場所とするよう努める。
- (3) 活動拠点施設から遠隔地に住む生徒や、送迎ができない場合などを考慮し、オンラインによる指導を取り入れるなど工夫に努める。
- (4) 活動は休日の土日いずれかの日（月4回以内）とし3時間以内とする。

ただし、スポーツ少年団活動など、休日の地域クラブ活動とは異なる内容での活動を行うことを妨げないものとする。

また、指導者体制を考慮し、柔軟な活動日・時間を設定できる仕組み作りにも対応することとする。
- (5) 休日のクラブ活動については任意参加とする。

なお、任意加入に伴う休日の生活面のサポート体制を考慮し、休日の過ごし方について指導内容を確認し学校で指導していくこととする。
- (6) 地域クラブ活動における、休日の合同練習会については、別途定める要領に基づき実施するものとし、学校長の許可及び保護者の同意を得るものとする。
- (7) 休日の地域クラブ活動については、学校の管理下外の活動になるため、(公財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となることから、生徒及び指導者に対し、スポーツ安全保険（障害・賠償責任）への加入を要件とする。

2 運営・実施主体の在り方について

- (1) 運営主体については、事業の運営・事務局を担うこととし、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理などを行うこととする。
- (2) 実施主体については、事業の実施を担う団体とし指導者の雇用・派遣・調整を行うこととする。

【運営・実施主体として想定される団体等】

- ・ 行政部局(教育委員会を含む)での直接実施
 - ・ 行政部局(教育委員会を含む)で設置した新たな任意団体
 - ・ 文化芸術団体・文化振興財団・文化協会など
 - ・ スポーツ関係団体
(スポーツ・体育協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブなど)
 - ・ 所在地の各分野の競技別協会・種目別連盟等
 - ・ 民間事業者(実証事業を受託している事業者、カルチャーセンター、文化教室等)
 - ・ 大学
 - ・ 地域と学校の連携・協働体制(地域学校協働本部等)
 - ・ 保護者会、同窓会、複数の文化部が統合して設立する団体などの団体
- (3) 運営及び実施を担う団体の育成・確保に努めながら、中学校と関係団体との連絡調整等を行う「コーディネーター」の配置についても推進していくこととする。
 - ・ 行政職員(常勤)、行政職員(会計年度職員、再任用職員、臨時職員等)、現職の教員、退職した教員、民間事業者(実証事業を受託している事業者、カルチャーセンター等)、文化芸術団体の職員、スポーツ関係団体(スポーツ・体育協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等)の職員、地域学校協働活動推進員、地域おこし協力隊 等
 - (4) 休日の地域クラブ活動については、地域や学校の実情に応じ、市教育委員会や学区内若しくは地域内の団体等が中心となりスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・運営するとともに、指導者の派遣が必要な場合は、行政が県内関係機関と連携しながらニーズに応じた活動を支援することとする。
 - (5) 活動内容については、既存の部活動種目の継続を優先としながらも、競技力向上を目的とする活動に捉われないこと、世代間交流など、体験を基本としたスポーツや文化・芸術活動に親しむ環境づくりに努めることとする。

- (6) 市教育委員会は、地域クラブ活動団体（受入団体）の基準を設けるとともに、活動に配慮した支援を行うこととする。
- (7) 運営・実施団体については、休日のクラブ活動における活動計画を策定し、市内における関係機関・団体と共有しながら適正な運営に努めることとする。
- (8) 活動に係る費用については、原則、受益者負担としながら、年間を通じて活動するに見合った低廉な金額を令和7年度までに設定する。
- (9) 運営・実施団体は、常に学校や地域団体、保護者と連絡を密にしながら、適切な指導者確保に努めるとともに、活動方針の共有・情報発信の強化に努める。
- (10) 各中学校においても、部活動顧問と連携が図られる指導者・団体等の確保に向け連携・協力を努める。
- (11) 市教育委員会は、地域クラブ活動の状況等について集約し、学校・保護者との情報共有に努める。

3 指導者の確保・育成について

- (1) 市教育委員会及び地域関係団体については、県指導者バンクや地域のスポーツ・文化芸術団体、高等学校等に働きかけながら、競技指導のほか生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに、生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- (2) 本市独自の指導者バンクについては、県指導者バンクと連携し登録基準など体制整備に努めることとする。
- (3) 指導者に対する謝礼等については、現在の部活動指導員の単価などを参考に金額等の設定を検討するものとする
なお、謝礼等については地域移行に伴う休日の地域クラブ活動として認める団体・活動に限るものとする。
- (4) 休日における指導を希望する教員については、本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないことの事前確認等も含め、兼職兼業の許可に係る制度設計に努めるとともに、教員に限らず種目ごとに指導者間で輪番制を取り入れるなど負担軽減に心がける。

- (5) 民間団体等からの指導者派遣に係る費用については、原則受益者負担としながら、低廉な価格となるよう、他関係団体との整合性を図る。

4 学校施設・社会体育施設等の利用・管理について

- (1) 学校並びに市教育委員会は、地域移行受け入れ団体に対し、学校部活動として使用している学校体育施設や教室、社会教育施設、閉校施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努める。
- (2) 地域クラブ活動において学校体育施設及び社会教育施設等を利用する際は、他利用団体との調整に協力する。
- (3) 活動に用いる用具・備品等は原則として利用者自身が用意する。ただし、利用者が学校備品の利用を希望する場合など、学校部活動を引き継ぐ団体が使用する場合は、学校長が利用の許可を判断するものとする。なお、学校備品の利用を許可する際は、あらかじめ利用者と学校の双方で備品の状態や保管状況、破損時の責任の所在等を明確にしておくものとする。
- (4) 市教育委員会は、学校施設における地域クラブ活動（受入団体）において、利用及び管理上必要と認めるときは、国の補助制度を活用し改修等、環境整備に努める。

5 大会参加の在り方について

- (1) コンクールや中学校体育連盟主催の大会においては、国や日本中体連、各競技団体が定める参加基準に準ずるものとし、学校と地域が共に支援できる体制を構築する。
- (2) 上記以外の大会等への参加については、各種大会の動向を見極めながら、生徒の意向やレベル、ニーズに応じた大会参加ができる環境づくりに努める。
- (3) 学校部活動や地域クラブ活動における大会成績など、高校入試に係る個人の評価に対する取り扱いについては、学校と団体、指導者が連携を密にしながら公平に資するよう努める。

6 地域連携・支援体制の構築について

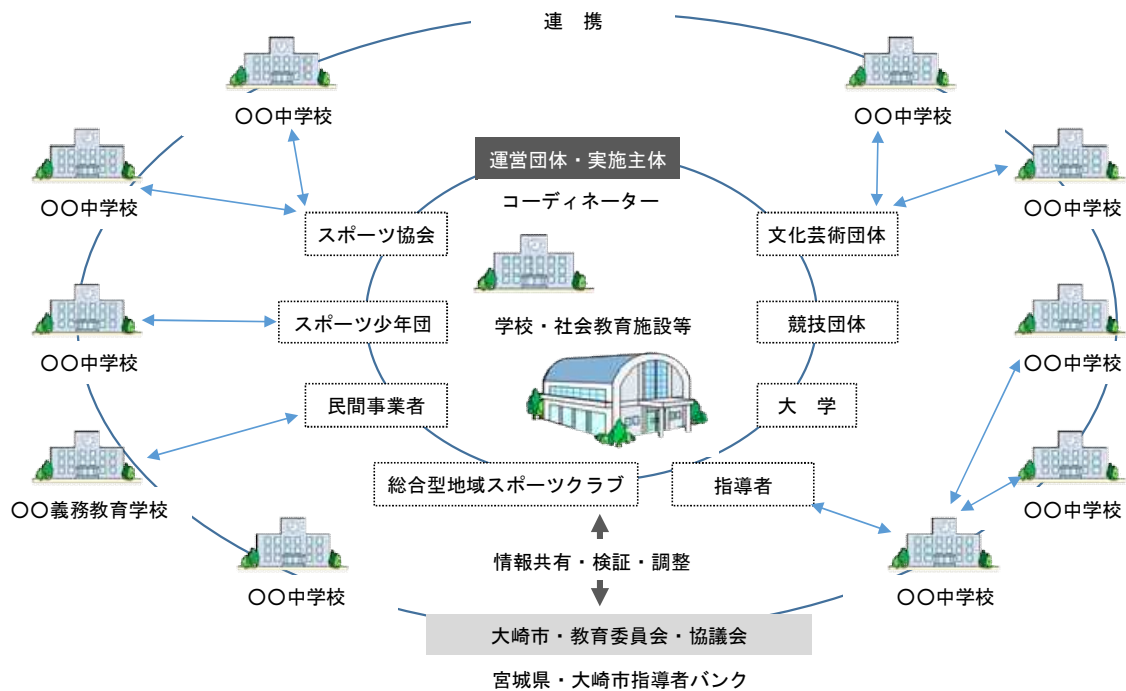
- (1) 当事業は休日の活動・練習の場の確保を優先とし、大会参加を目的とする休日の活動については、学校部活動と調整することとする。
- (2) 段階的移行の時点から、各地域で実施されている地域クラブ活動について情報を発信することとする。
- (3) 市教育委員会は受益者負担を原則としながらも、体育施設利用に係る使用料の減免措置や、学校施設開放利用団体登録に係る規制の緩和、全国大会等に出場する際の補助金の在り方など、地域クラブ・保護者の負担を軽減するための支援に努める。
- (4) その他、運営や活動にかかる経費や指導者育成費用等、国の補助制度の動向を見極めながら支援策を講じていくこととする。
- (5) 休日の地域クラブ活動については、市教育委員会、市内中学校・義務教育学校、運営・実施団体、保護者が常に子どもたちが安全・安心に活動できるよう連携を密にしながらサポートできる体制整備に努めることとする。

令和6年度から令和7年度を移行推進期間とし、地域の現状・ニーズ等の把握・共有に努めながら運営体制を構築していくとともに、期間中は学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形をとりながら移行可能な学校・種目等から順次移行し、先行する地域クラブ活動の検証を重ねながら令和8年度の地域クラブ活動の完全実施を目指す。

また、移行後についても引き続き活動していく中で生じる課題や問題点など、情報の共有を図りながら、より良い環境づくりに努めていくこととする。

基本目標 令和8年度における地域クラブ活動数 25種目以上

□休日の地域クラブ活動体制イメージ

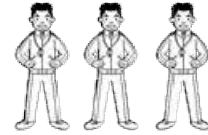


休日の地域クラブ活動パターン

パターン1

指導者派遣型【クラブ活動 単体】

A中学校単独 ← 指導者（兼職兼業教員含む）派遣 ← 市町村，スポーツ・文化関係団体等が連携し派遣
 ※指導者の日程調整や活動場所（学校・施設）の調整を担う人材・団体が必要



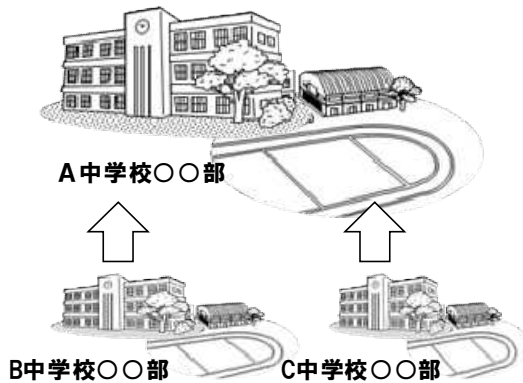
市・体育協会・スポーツ少年団
 民間スポーツ関係団体・大学
 文化関係団体等

↑人材バンク

パターン2

指導者派遣型【クラブ活動 合同】

A・B・C中学校合同 ← 指導者（兼職兼業教員含む）派遣 ← 市町村，スポーツ・文化関係団体等が連携し派遣
 ※指導者の日程調整や活動場所（学校施設，社会体育・教育施設）の調整を担う人材・団体が必要



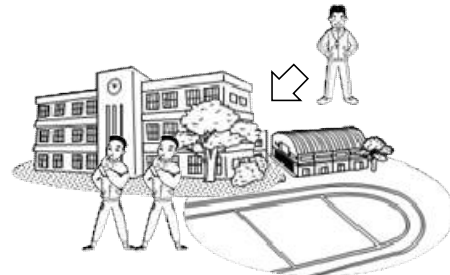
市・体育協会・スポーツ少年団
 民間スポーツ関係団体・大学
 文化関係団体等

↑人材バンク

パターン3

〇〇部親の会・スポ少等の団体として活動【単独・合同】

現部活動をそのまま親の会やスポ少団体として登録し休日に活動
 ※団体等が主体となり活動計画を作成し活動をする。

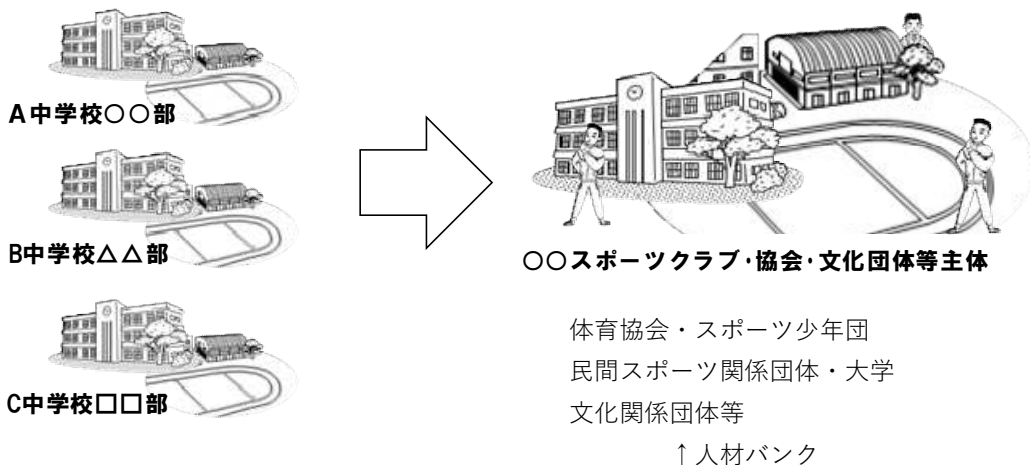


A中学校〇〇部親の会・スポ少等主体

パターン4 運動・文化系クラブ・団体活動 への参加【受け入れ型】

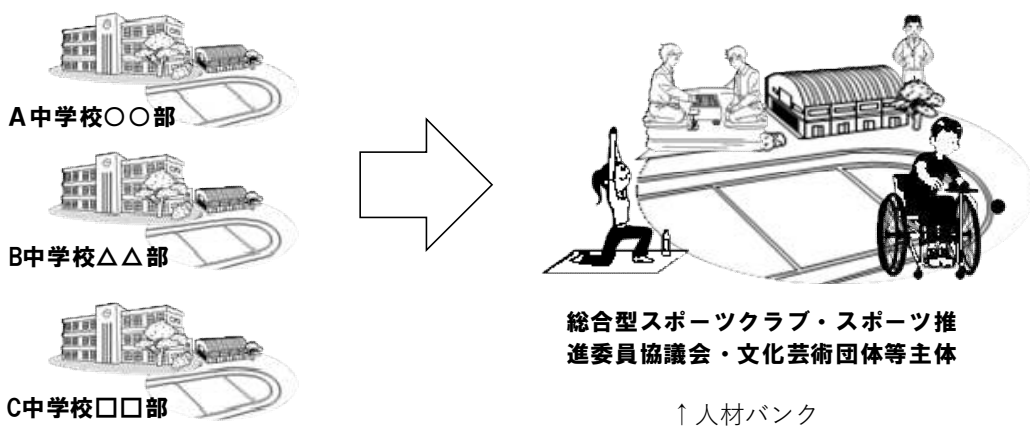
パターン4-1 現在、部活動で行っている種目と同じ活動を行っている団体等へ所属し活動する

パターン4-2 現在、部活動で行っている種目と違う活動を行っている団体等へ所属し活動する
 ※団体等が主体となり活動計画を作成し活動をする。

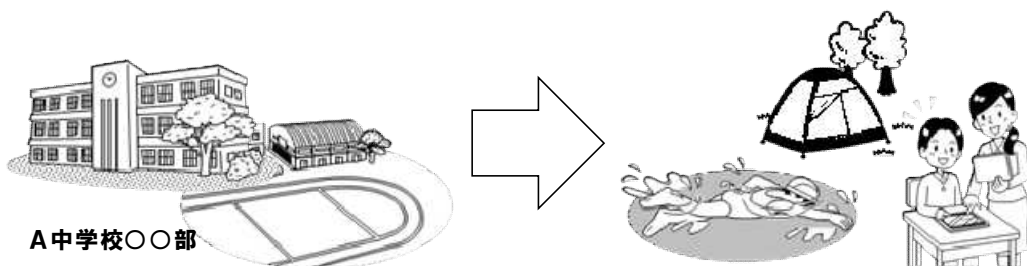


パターン5 ニュースポーツ・文化芸術体験会等への参加（体験型・世代交流型）

部活動種目以外のニュースポーツや障がい者スポーツ，文化芸術等の体験会への参加
 ※団体等が主体となり活動計画を作成し活動をする。



パターン6 クラブ活動などに参加せず，塾や趣味，地域貢献などの時間に活用



□部活動活動状況

【運動部別】

R5 大崎市立中学校運動部活動状況

種目数	競技名	部の数		顧問数		部活動指導員			外部指導者数			部員数（1～3年生）		
		男子部	女子部	男子部	女子部	男子部	女子部	共通	男子部	女子部	共通	男子	女子	計
1	陸上競技	6	6	8	5	0	0	0	0	0	1	109	74	183
2	バスケットボール	9	9	14	13	0	0	0	7	5	0	167	116	283
3	サッカー	8	1	14	0	0	0	0	3	0	1	174	2	176
4	ハンドボール	2	2	2	2	0	0	1	0	0	3	63	27	90
5	軟式野球	8	0	12	0	0	0	0	2	0	1	123	6	129
6	バレーボール	6	9	9	17	0	0	0	3	3	0	96	152	248
7	ソフトテニス	6	10	11	15	0	0	0	1	2	0	128	168	296
8	卓球	10	8	14	10	0	0	1	3	1	7	190	97	287
9	バドミントン	2	2	2	2	0	0	0	1	0	1	31	35	66
10	ソフトボール	1	3	2	6	0	0	0	0	0	0	12	51	63
11	柔道	4	3	4	2	0	0	0	1	0	1	31	7	38
12	剣道	9	10	10	8	0	0	0	0	1	5	98	80	178
13	スキー	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3
14	なぎなた	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	5	5
合計		72	65	104	83	0	0	2	21	13	20	1,225	820	2,045

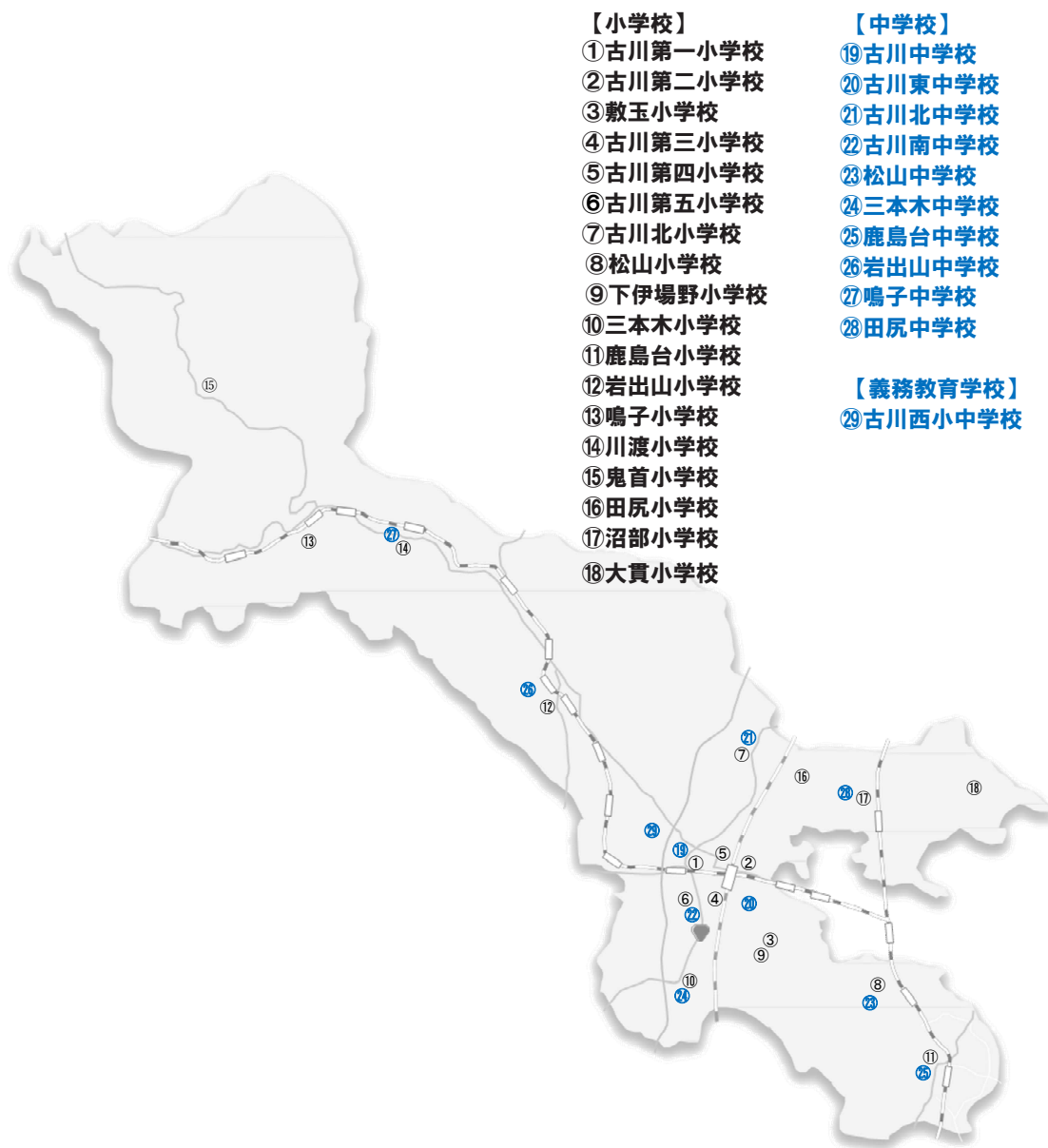
【文化部別】

R5 大崎市立中学校文化部活動状況

種目数	文化部名	総合文化部 活動内容	部数	顧問数	部活動 指導員数	外部 指導者数	部員数（1・2年生）		総部 員数
							男子	女子	
1	吹奏楽部		10	15	0	3	19	126	136
2	美術部		6	9	0	0	41	137	178
3	囲碁将棋部		1	2	0	0	34	2	36
4	家庭部		1	2	0	0	15	3	18
5	弦楽部		2	4	0	0	5	62	67
6	コンピュータ部		1	1	0	0	53	8	61
7	生活文化部		1	2	0	0	1	22	23
8	総合美術部	美術・作品制作	1	1	0	0	7	13	20
9	総合文化部	※	4	5	0	0	15	63	78
10	総合文化部（美術班）		1	2	0	0	1	12	13
11	総合文化部（PC班）		1	1	0	0	8	3	11
合計			29	44	0	3	199	451	633

※	総合文化部	<input type="checkbox"/> 古川西：作品制作等 <input type="checkbox"/> 古川南：校内掲示用飾り制作，中総体等壮行式，スローガン垂幕制作，個人作品制作 <input type="checkbox"/> 松山：美術・工作 <input type="checkbox"/> 鳴子：美術・手芸・PC等
---	-------	---

口市内小学校・中学校・義務教育学校位置図



【小学校】

- ①古川第一小学校
- ②古川第二小学校
- ③敷玉小学校
- ④古川第三小学校
- ⑤古川第四小学校
- ⑥古川第五小学校
- ⑦古川北小学校
- ⑧松山小学校
- ⑨下伊場野小学校
- ⑩三本木小学校
- ⑪鹿島台小学校
- ⑫岩出山小学校
- ⑬鳴子小学校
- ⑭川渡小学校
- ⑮鬼首小学校
- ⑯田尻小学校
- ⑰沼部小学校
- ⑱大貫小学校

【中学校】

- ⑲古川中学校
- ⑳古川東中学校
- ㉑古川北中学校
- ㉒古川南中学校
- ㉓松山中学校
- ㉔三本木中学校
- ㉕鹿島台中学校
- ㉖岩出山中学校
- ㉗鳴子中学校
- ㉘田尻中学校

【義務教育学校】

- ㉙古川西小中学校

大崎市休日部活動地域移行推進計画

令和6年 月発行

編集・発行

宮城県大崎市教育部生涯学習課 学校部活動地域移行推進室

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町 1-1

TEL0229-23-2213 fax0229-23-1011 ✉ed-shogaku@city.osaki.miyahi.jp

